北杜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第２号)

令和４年３月３日

北杜市（商工・食農課）が行った令和３年７月２７日付け北杜商食第４７５号による一部開示決定に関する処分に対する審査請求に関する答申について

第１　審査請求の対象とされた情報

令和２年４月１４日付、北杜商食第３４号、同年４月２２日付、北杜商食第６７号、同年１２月２８日付、北杜商食第１０６８号の通知書並びに北杜市・(株)アルプス・道の駅白州生産者組合との三者協議の令和元年９月２４日、同２年３月１１日、同年５月１９日、同年８月２４日の議事録

第２　審査会の結論

北杜市（以下「実施機関」という。）が行った本件文書の開示請求に係る北杜市情報公開条例第５条第２号及び第９条第２項の規定により、一部開示とした決定は妥当である。

第３　審査請求及び当審査会の経緯

（１）　令和３年７月１３日、審査請求人（以下「請求人」という。）は、本件文書について北杜市情報公開条例（平成１６年北杜市条例第１２号。以下「情報公開条例」という。）第４条第１項の規定に基づき実施機関に対し、公文書の開示請求を行った。

（２）　令和３年７月２７日付け北杜商食第４７５号により、実施機関は、情報公開条例第５条第２号及び第９条第２項の規定に基づき一部開示決定通知書により請求人に通知した。

（３）　令和３年９月１日、請求人は、本件一部開示決定に不服があるとして、行政不服審査法第１９条に基づき、実施機関へ異議申立書（以下「審査請求書」という。）を提出した。

（４）　令和３年１０月２１日付けで実施機関は審査請求に対する弁明書を請求人に提出した。

（５）　令和３年１１月２５日付け北杜商食第９２７号により、実施機関は、情報公開条例第１６条の規定に基づき、当審査会に対し、諮問書を提出した。

（６）　令和３年１２月２２日、北杜市情報公開・個人情報保護審査会を開催し、口頭意見陳述を実施した。なお、請求人からは口頭意見陳述の申立てがされなかったため、実施機関のみが口頭意見陳述を行った。

（７）　令和４年２月１６日、北杜市情報公開・個人情報保護審査会を開催した。

第４　審査請求の趣旨

令和３年７月１３日付けで開示請求した公文書の一部開示決定通知書の取消しと即日開示の要求

第５　両者の主張

（１）　請求人の主張要旨

ア　４回に渡る三者協議の会議に係る出席者は三者以外の関係者の同席はなく、第２回の三者協議も第１・３・４回の開示された議事録と同様の会議で協議内容も「道の駅はくしゅうの管理運営」に関する事項で、個人に係る情報は皆無に等しく個人情報の事項の理由には当たらない。

イ　令和２年３月１１日の三者協議の会議録は、市担当部局の職員が録音の許可の件について、出席者の承諾を得た上で録音していた事実、４回に渡る三者協議にあって何故２回の議事録のみ保有していないのか、非常に疑問視するところである。

録音していた事実からも議事録として保管されていない訳がない。

ウ　当該議事録は、三者協議が４回に渡り開催されたときの重要な議事録であり、記録が保存・保有していることは録音された行為からも保有していることは間違いない事実であり、「公文書を保有しない。」との非開示通知は明らかに文書管理規程に反する行為となる。

エ　したがって、一部開示決定通知書の取消しと即日、開示すること求める。

（２）　実施機関（処分庁）の主張要旨

ア　商工・食農課は、会議の議事録の作成を行ったが、２回目となる令和２年３月１１日の会議については、議事録の作成は行っていない。

全４回に渡り、三者による会議が開催されているが、北杜市審議会等の会議の公開に関する要綱（平成２０年北杜市告示第２０号）に規定する審議会等にあたるものではない。つまりは、同要綱第９条に規定された会議録に当たらないため、保有する議事録にあっては、任意で作成されたものであり、非開示とした公文書は、作成の義務を要しないことから作成せず、議事録を保有していない。

なお、議事録は、参加者と共有しているものではない。

イ　第２回会議の議事録については、当時の課長及び担当者に確認したが作成していない理由については不要と判断したため。また、録音した音声記録も同様の理由により消去したとのことから、存在しない。

ウ　通知に係る公文書については、個人を識別できる箇所を非開示とした。

また、議事録に係る公文書については、個人を識別できる箇所を非開示とし、

２回目に当たる令和２年３月１１日の議事録に係る公文書は作成していないため保有していないことから非開示とした。

エ　したがって、議事録に係る公文書については、個人を識別できる箇所を除き、一部開示とし、令和２年３月１１日の議事録に係る公文書は存在せず、当該公文書を保有していないことから、非開示決定処分は情報公開条例に基づいた適正なものであり、違法又は不当な行為ではないため、本審査請求に理由がない。

第６　審査会の判断

（１）　請求対象の公文書について

ア　令和２年４月１４日付、北杜商食第３４号、同年４月２２日付、北杜商食第６７号、同年１２月２８日付、北杜商食第１０６８号の通知書

イ　北杜市・(株) アルプス・道の駅白州生産者組合との三者協議の令和元年９月２４日、同２年３月１１日、同年５月１９日、同年８月２４日の議事録

（２）　一部開示決定の妥当性について

ア　情報公開条例第５条第２号について

情報公開条例は、公文書について開示を原則としているが、情報公開条例第５条第２号本文は、「個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別できないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」について、開示をしないことができると規定している。そして、「個人に関する情報」とは、個人の思想、信条、健康状態その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等のすべての情報が含まれるものであり、個人に関する情報全般を意味する。また、「特定の個人が識別されるもの」の範囲は、当該情報に係る個人が誰であるかを識別されることとなる氏名その他の記述の部分だけでなく、氏名その他の記述等により特定の個人が識別される個人情報の全体である。

開示請求の対象となった通知書及び議事録に係る公文書は、個人を識別できる箇所を除き、開示していることから情報公開条例に沿った開示の方法であったと解される。当該情報に含まれる氏名を非開示としたとしても協議における発言の趣旨を隠すものではなく、個人が特定されることで発言者の不利益になるおそれを排除するために設けられた情報公開条例の規定どおりの運用であったと解される。

また、請求人が主張する会議の関係者であったかどうかは、情報公開条例の取扱いの判断に影響を与えるものではないことからも開示の方法は妥当であったと解される。

イ　情報公開条例第９条第２項について

情報公開条例第９条第２項本文において「開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有しないときを含む。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。」と規定され、公文書を保有しないときは、開示しない旨を決定し、非開示決定を通知しなければならないことを定めたものである。

４回に渡り行われた三者協議による会議は、北杜市審議会等の会議の公開に関する要綱等で議事録の作成が義務付けられている会議ではないことから、議事録を作成するか、しないかは実施機関の判断によることとなる。

しかしながら、実施機関が議事録を作成した第１回目の会議を踏まえ、第２回の会議において議事録の作成は必要ないと判断したことと、その後行われた、第３回及び第４回の議事録を作成したことは異なる対応であったため、結果的に議事録に対する判断に一貫性を持たせることが望ましかったといえる。

このように判断の一貫性がなかったとしても、実施機関の説明には不自然・不合理な点は認められず、他の文書の存在を窺わせる具体的な事情も認められない。

このことから、非開示とされた第２回会議の議事録については、作成がされていないとのことから不存在であり、実施機関において保有がされていないものと解する。

（３）　原処分の非開示理由が適切であったかどうかについて

情報公開条例第５条第２号は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるものは、原則として非開示とすることを定めたものである。

開示された議事録において非開示とされた箇所は個人に関する情報であって特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報であるため、条例第５条第２号に該当し、非開示とすることは適切であったと判断する。

次に、情報公開条例第９条第２項は、公文書を保有しないときは、開示しない旨を決定すると規定され、非開示決定を通知しなければならないことを定めたものである

このことから非開示とされた議事録については、作成がされていないとのことから不存在であり、実施機関において保有がされていないため非開示決定とした説明は是認できると判断する。

したがって、原処分の「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため」及び「開示請求に係る公文書を保有しないため」との一部開示

理由は適切であったと判断する。

第７　結論

以上のとおりであるから、「第２　審査会の結論」のとおり判断する。